

# 平成29年7月5日からの大雨被害に係るこれまでの支援内容について

(実績数値は、特に記載のあるものを除き、全て7月13日時点の数値を記載)

## 1 災害関連制度による支援

- ① 災害救助法の適用について  
(適用市町村) 朝倉市、朝倉郡東峰村、田川郡添田町  
(法適用日) 平成29年7月5日
- ② 被災者生活再建支援法の適用について  
(適用市町村) 朝倉市、朝倉郡東峰村  
(法適用日) 平成29年7月5日

## 2 人的支援

### ① 知事部局等県職員の派遣 (7月5日～)

派遣先	主な用務	現在派遣人数	派遣延べ人数
朝倉市	災害対策本部対応	1人	7人
	防災情報連絡員 (LO)	1人	18人
	行政窓口支援 (応急仮設住宅相談等)	9人	15人
	健康管理支援 (医師、保健師)	6人	58人
	こころのケア (医師、保健師等)	0人	6人
	教育委員会への業務支援 (指導主事)	1人	4人
	文化財保護 (文化財技師)	1人	2人
	計	19人	110人
東峰村	災害対策本部対応	3人	12人
	防災情報連絡員 (LO)	1人	20人
	避難所運営、物資仕分等	10人	74人
	行政窓口支援 (応急仮設住宅相談)	1人	2人
	り災証明調査準備	3人	3人
	健康管理支援 (保健師)	6人	23人
	こころのケア	※	※
	災害廃棄物処理	2人	4人
	教育委員会への業務支援 (指導主事)	1人	4人
	計	27人	142人
合計	46人	252人	

※朝倉市派遣に計上しているこころのケアは、東峰村も対応

② 市町村職員の派遣（7月5日～）

派遣先	主な用務	現在派遣人数	派遣延べ人数
朝倉市	避難所運営、物資仕分け	44人	195人

③ 警察職員の派遣（7月5日～）

派遣先	主な用務	現在派遣人数	派遣延べ人数
朝倉市、東峰村ほか	救出救助活動、被災地の治安対策等	約400人	約3,200人

④ その他関係団体等

- ・ 緊急消防援助隊による救急・救助活動（7月5日～13日、延べ4,069人）
- ・ DMAT（災害派遣医療チーム）の活動（7月6日～8日、延べ23チーム、82人）
- ・ 日本赤十字社福岡県支部の活動
  - 救護班（7月6日～7日、延べ2チーム、13人）
  - 看護師等（7月12日～7月13日、延べ4チーム、10人）
- ・ 福岡県医師会の活動（7月12日～13日、延べ4チーム、17人）
- ・ その他団体からの医療チーム派遣（東峰村宝珠山地区）
  - （7月6日～7月13日、延べ9チーム、52人）
- ・ 福岡県薬剤師会の活動（7月9日～13日、延べ8チーム、21人）

### 3 物的支援

○ 支援物資の提供（7月6日～）

要望に応じたきめ細かな支援物資の提供を実施  
（朝倉市・東峰村）

水	19,152本	毛布	350枚	防災マット	600枚
お茶	4,104本	タオル	1,500枚	段ボールパターション	100個
牛乳	1,200本	給水袋	1,000枚	扇風機	35台
缶入ソフトパン	8,616缶	ジャージ上下	800組	食器セット	800組
おにぎり	4,500個	下着(男女)	1,120組	割りばし	5,000本
パン	4,500個	紙おむつ(乳幼児)	800枚	紙コップ	15,000個
弁当	2,000食	紙おむつ(大人)	2,344枚	食器洗い用洗剤	150本
おかゆ等配慮食	2,820食	尿とりパット	1,200枚	食品用ラップ	500本
やわらかおかず	2,504食	生理用品	1,140枚	カセットコンロ	22台
アルファ米	1,500食	簡易トイレ	2,000枚	ガスボンベ	60本
副食缶詰	4,848缶	歯ブラシ	5,820本	ウエットタオル	4,730個
カップ麺・スープ	3,000食	歯磨き粉	300個	箱ティッシュ	400箱
栄養補助食品	1,972個	石けん	322個	トレットペーパー	2,620巻
粉ミルク	120缶	口内洗浄液	168本	ペーパータオル	288巻
離乳食	820食	ドライシャンプー	1,008本	乾電池	600個
経口補水液	144本	目薬	50個	雨かっぱ	20着
手指消毒液	60本	コンタクト洗浄液	40本	長靴	20足
アルコール消毒剤	200本	トイレ消臭剤	100本	背負いかご	5個
ハエ取り紙	1箱	家庭用殺虫剤	380個	電子血圧計	6台
薬箱	20個	仮設トイレ	13台	段ボールベッド	110台

## 4 被災者の受入れ支援

### ① 住宅支援

#### ア 一時入居の受入れ

住宅が被害を受け、避難している世帯を対象に提供

- ・被災者住宅支援窓口（相談窓口）を設置（7月7日）

県営住宅及び県公社賃貸住宅への申込み手続きや入居可能な公営住宅等に関する情報提供、被災者の住宅支援などに関する相談

- ・相談件数 99件
- ・一時入居数延べ36世帯、延べ90人（うち県営住宅延べ11世帯25人）  
（現入居数 35世帯88人）

※提供可能な県営住宅等：601戸

#### イ 応急仮設住宅の建設・提供

災害救助法に基づき、住居が全壊・流失するなど居住する住宅がない世帯を対象に県が建設して提供。県営住宅等に一時入居している世帯も入居可

- ・入居期間：最長2年間
- ・朝倉市：建設場所、戸数等について、現在、朝倉市で被災者の聞き取り内容を踏まえ、調整中
- ・東峰村：旧宝珠山小学校運動場に10戸建設。工期は平成29年7月19日（予定）から約1か月。

#### ウ みなし仮設住宅の提供

災害救助法に基づき、住居が全壊・流失するなど居住する住宅がない世帯を対象に県が民間賃貸住宅を仮設住宅として借上げ、提供。県営住宅等に一時入居している世帯も入居可

- ・県庁に加え、朝倉市、東峰村及び添田町に相談窓口を設置（7月12日）
- ・入居期間：最長2年間
- ・相談件数：83件（7月12日現在）

### ② 生活支援

#### ア 生活物資の支援

県営住宅、県公社賃貸住宅、市町村営住宅、応急仮設住宅（みなし仮設住宅）等への避難者に対し、寝具など当面必要な生活物資を支給（20世帯46人）

#### イ 戸別訪問による生活相談

上記避難者を戸別に訪問し、健康状態の確認や生活相談等を実施

#### ウ 県内各市町村に被災避難者支援窓口を設置（7月11日）

県内全市町村で、被災避難者にかかる生活全般の総合的支援窓口を設置。  
県ホームページに掲載（7月12日）。

### ③ 高齢者、障がいのある人、児童等の受入支援

- ・避難所等で生活されている要介護・要支援の高齢者、障がいのある人、妊産婦など特別な配慮が必要な方を対象として、福岡県内の旅館、ホテルを無償提供（延べ2人）（介助者除く）
- ・旅館、ホテルに避難された要介護・要支援の高齢者、障がいのある人、妊産婦のうち、希望する方を訪問し、健康相談等を実施予定
- ・高齢者、障がいのある人、児童の社会福祉施設への受入体制を準備

#### ④ 教育支援

- ア 児童生徒等から転入学の申し出があった場合、可能な限り弾力的な取扱いを行い、速やかに受入れ
- イ 義務教育諸学校への転入の場合には、平成 29 年度用教科書を無償給与
- ウ スクールカウンセラーによる児童生徒の心のケア
- エ 県立高校等への転入学における入学選考料及び入学料の免除並びに転入学後の授業料等の免除
- オ 高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金の申請について、申請期間を延長するなど柔軟に対応
- カ 私立高等学校等授業料軽減補助金の支給対象を拡大
- キ 被災により家計が急変した奨学金の貸与を希望する生徒について事務を簡素化
- ク 県立三大学において、入学料免除及び入学考査料の免除

### 5 災害廃棄物処理に係る支援

#### ① 流木等

庁内関係部局で構成する「流木等災害廃棄物処理に関する検討会議」を設置。(7月10日、13日)

- ・ 流木の発生量の推計
- ・ 仮置場の設置の検討

#### ② 流木以外のがれき等

ア 県が支援自治体による受入処理について調整

- ・ 久留米市が受入に向けて東峰村の現況確認 (7月12日)
- ・ 北九州市、福岡市が朝倉市から受入開始 (7月13日)
- ・ 久留米市が東峰村から受入開始 (7月14日)
- ・ 福岡市が受入に向けて東峰村の現況確認 (7月13日)

イ 仮置場の管理運営について調整

- ・ 福岡県産業廃棄物協会が朝倉市の仮置場を管理 (7月10日～)

#### ③ その他

ア 福岡県環境整備事業協同組合が東峰村のし尿の収集運搬を支援(7月12日～)

イ 災害廃棄物処理に係る指導・助言のため、東峰村に職員を派遣(7月12日～)

### 6 その他

#### ① 災害義援金の受付

7月7日から8月31日まで、県庁1階ロビーと県内13か所の保健福祉(環境)事務所に義援金箱を設置(7月13日現在:3,794,757円)

※ 団体等からの義援金や自治体からの見舞金を含む。

※ アクロス福岡、ももち文化センター、九州芸文館及び九州国立博物館に義援金箱を設置(7月13日)

#### ② 災害支援寄附金の受付

ア 東峰村の事務負担軽減のため、県が東峰村の災害支援寄附金（ふるさと寄附金）の代行受付を実施（受付金額 1,743,131 円）。

イ 使途を被災者支援等に限定した福岡県災害支援寄附を受付（受付金額 1,739,000 円）

③ 県税の減免等

被災者からの申請があった場合、県税の減免、徴収猶予及び申告期限等の延長を実施。

④ 国民健康保険・後期高齢者医療制度関連

被災状況に応じ、一部負担金や保険料（税）の減免・徴収の猶予、また、被保険者証が無い場合でも医療機関窓口で氏名、生年月日を申し出ることによって受診可能とするなどの対応を県内市町村等に通知。

⑤ 保健福祉サービスの取扱いについて

ア 母子保健サービス

妊婦健康診査等各種母子保健サービスの取扱いについて、被災者からの申し出により適切にサービスが受けられるよう配慮する旨の厚生労働省からの通知あり（7月12日）。

イ 地域密着型介護サービス

地域密着型介護サービスの関係市町村間の手続きについて、柔軟に対応できる旨の厚生労働省からの通知あり（7月11日）。

⑥ 使用料及び手数料の免除等

り災証明書又は被災証明書をお持ちの被災者からの申請に基づき、各種免許証等の再交付申請手数料や県立学校の入学料等の免除及び還付を実施。

⑦ 災害ボランティアの支援等

ア 個人ボランティアの促進

- ・ 時間の経過とともにボランティアが不足しないよう、市町村と連携して、県内各地域でボランティアセミナーを開催し、ボランティアマインドを高めることにより、持続的な活動に繋げる。
- ・ これから夏期休暇を迎える学生にボランティア活動を促すため、県内の大学や高校へ、ボランティア募集の周知文書を発出する。
- ・ 市町村災害ボランティアセンターに関する情報や、被災地支援を行う団体の情報を、福岡県NPO・ボランティアセンターホームページから情報発信

イ 専門性を活かしたNPOの活動支援

- ・ 県内外のNPOが円滑に支援活動を行えるよう、朝倉市やNPOなどが持つ被災者のニーズとNPOの専門性をつなげる常設の情報共有・連携の場を朝倉市に働きかけ、県と全国災害ボランティア団体ネットワーク（全国社会福祉協議会が理事の一員）、NPO法人やボランティア団体をメンバーとした情報共有会議を開設。

ウ 災害ボランティアセンターの支援

- ・ 不足する運営スタッフを支援するため、災害ボランティアセンターでの活動経験のある学生を、東峰村へ派遣することを、西南学院大学、北九州市立大学に要請

⑧ 農林水産業者に対する支援

ア 被災後の農作物や林業用苗木等に対する技術対策情報を発出するとともに、被災農家に對し、被災状況に応じた栽培技術や経営相談など現地支援を実施

- イ J A等地元関係者と、被災した農作物に係る対策会議を実施し、被害情報の共有や流入した土砂の厚みに応じた対応方法、支援の役割分担などを確認
- ウ 農地や林地等の被害に対し、二次被害防止のための応急対策を実施
- エ 普及指導センター、農林業総合試験場等に、生産者向けの相談窓口を設置。併せて、農林事務所、漁業管理課等に、市町村、農協、漁協向けの相談窓口を設置（7月11日）
- オ 有明海での漂流木の状況調査を実施。国土交通省熊本港湾・空港整備事務所に対し、漂流木の回収を要請。  
県管理漁港である沖端漁港に漂着した流木等の回収・処分作業を実施。
- カ 牛の餌（ロール状の粗飼料）が流出した酪農家に対し、農林水産省へ餌の提供を要請し、確保。流出した餌の回収作業に、普及指導センターの職員を派遣。
- キ 資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等、制度資金面からの支援制度について、市町村及び関係融資機関に周知
- ク 農業共済団体に対し、農業共済事業に係る迅速な損害評価の実施及び早期支払いを、要請
- ケ 被害支援のため、J A筑前あさくら、J Aにじ、J Aみいによる県庁ロビーでの出張販売を実施（7月10日）

## ⑨ 商工業者に対する支援

### ア 金融支援

- ・ 中小企業振興事務所、商工会・商工会議所、金融機関、市町村、商工関係団体に対し、相談窓口を設置するとともに、被災事業者からの融資相談等に迅速かつ適切な対応を要請（7月6日 商工部長名文書発出）。  
※ 7月12日現在の相談件数 11件。
- ・ 今回の災害を、県制度融資緊急経済対策資金の「知事の指定する風水害」に指定。併せて、既存の借入れについて、返済条件の緩和措置を実施（7月7日から当面の間）。
- ・ 上記の緊急経済対策資金から更に金利を引き下げ、既存の融資限度額の別枠とするとともに、信用保証料を全額県が補てんすることにより中小企業の負担をゼロとする「緊急特別融資枠」を設定（7月11日～12月28日）。

### イ 経営指導員等による被害状況の把握

中小企業振興事務所職員及び商工会・商工会連合会、商工会議所の経営指導員が被災現場を確認するとともに、被災企業から聞き取りにより被害状況及び支援ニーズの把握をすすめている（7月10日から）。

### ウ 現地における相談支援体制の強化

現地における相談支援体制を強化するため、県商工会連合会に対し、朝倉市商工会及び東峰村商工会への経営指導員等の派遣を要請（7月12日）。

今後、地元商工会の要望に基づき、速やかに派遣。

※ 7月13日～ 商工会連合会から朝倉市商工会に職員2名を派遣。

### エ 地域中小企業支援協議会による被災企業支援

企業からの具体的な支援要望があった場合は、県、商工会・商工会議所、中小企業振興センター、中小企業団体中央会、信用保証協会、金融機関、中小企業診断士などの専門家などで構成される地域中小企業支援協議会（筑後、筑豊）が、各構成機関の支援メニューを活用することにより、総合的に支援。

## ⑩ 観光客への情報発信

7月6日、福岡県観光連盟のホームページやソーシャルネットワーキングサービスを通

じて、国内外の観光客に対し、多言語で交通状況や気象などの情報を発信。

⑪ 外国人への情報発信

県内企業が設置した緊急通訳ダイヤル（通訳料無料、通話料のみ利用者負担で24時間対応。英語、中国語をはじめ14言語に対応）について、県ホームページや（公財）福岡県国際交流センターのホームページ、LOVE FMでの放送等により周知。

⑫ 風評被害対策

ア 7月13日、被害を受けた旅館及び道の駅が営業を再開する予定であることから、改めて「原鶴温泉」や「筑後川温泉」のすべての旅館が営業していること、「原鶴温泉」までの迂回路としてうきは市側からの通行が可能なことなどを福岡県観光連盟のホームページやソーシャルネットワーキングサービスで発信。

イ 7月13日以降、県内外の旅行会社やエアラインを訪問し、「原鶴温泉」等の営業状況、交通状況などを説明。

⑬ 愛護動物に対する支援

ア 福岡県獣医師会は、被災者からの申出により、被災ペットの一時預かりを実施。  
（犬10頭、猫11頭）

イ 被災したペットの救護やその飼い主を支援するため、県、保健所設置市、県獣医師会等関係団体を構成団体とする「福岡県災害時ペット救護本部」を7月12日に設置。

⑭ 被災者支援情報の一元発信

福岡県ホームページに「『7月5日からの大雨による災害』への支援に関するポータルページ」を開設。物資、住宅、教育、生活等各分野の支援や、災害義援金、ボランティアの募集等の情報を一元発信。